

大田市告示第36号

大田市飲料水安定確保対策事業補助金交付要綱(平成31年大田市告示第59号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

大田市長 楫野弘和

第2条第1項の表を次のように改める。

交付対象経費	交付の率	補助事業者の範囲
1 次に掲げる施設を整備する事業 (1) 井戸の新設及びボーリング工事費 (2) 集水施設設置費 (3) 浄水施設設置費(塩素滅菌機の整備のほか、必要に応じて設置するろ過施設の整備費) (4) 取水池から配水池までの送水施設の設置費 (5) 配水地及び配水池からの配水施設の設置費(家屋内工事は除く。)	当該事業に要する経費の10分の4(ただし、1戸当たりの限度額を50万円とする。)	未普及地域で、飲料水供給施設を設置するもの
2 市長が飲料水を確保するため、特に必要と認める施設		

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項

の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。